

※第二研究部会※

『視覚障がい者から見た差別の解消について』

中津市身体障がい者協議会 会長
豊 武 憲 十 郎

私は、先天性の視覚障がい者として中津市に生まれ、普通の学校に通っているときに「いじめ」にあいました。

その後、先生から進められて盲学校の中学2年に編入し、そこで、鍼、灸、マッサージ師の資格を取得し、業として現在にいたっています。

私の妻も視覚障害者ですが毎日「家事一切」を行っていますが、このことを一般の健常者に話しても、理解してもらえない状況にあります。

私も初めのうちは、「全盲は何もできない」と思われていることに啞然としました。現在でも何もできないと思っている健常者が多く誠に残念です。

しかし、全て自分でできるわけではないので、健常者の協力は必要です。なかでも、JR駅員の協力のおかげで妻が大分に電車で白杖を持って用事をすませ無事に帰ってきていますことに感謝しています。

また、国では「障害者基本法」「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」が制定され、政府や国、自治体でも障がい者が自立して安心して日常生活ができるようバリアフリーの充実などに努力されています。

中津市においても「障がい者施策推進協議会」が設置され、私も理事として移動と外出時の支援、バス・タクシーの利用、有料サービスの問題などに努力するとともに、精神障がい者の方や知的障がい者の方の施策では、グループホーム及びケアハウスの問題、就労支援等いろんな施策の推進に努力しています。

なお、昨年度からは、中津市身体障がい者協議会会長に就任し、視障協のボランティアグループ「きさらぎ会」が結成25周年になることから、いろんな行事に支援していただいているとともに、さらに聴覚者障がい者の皆さんには、手話通訳グループ「さつき」の皆さんに協力をいただき、スポーツ分野での風船バレー、卓球バレー、S・T・Tなど盛んに行われています。

このような活動等を通じて、障がい者がたとえ挫折をしても全力で向き合い、笑いがあれば楽しく暮らすことができる社会の実現に努力しています。また、障がいを理由とする差別の解消を推進することで、皆さんが障がいの有無にかかわらず、人格や個性を尊重し合いながら生活が向上すればと思います。

最後になりますが、今後は、健常者の方にも、視覚障がい者でも日常生活の中である程度のことはできることを啓発する活動が必要ではないかと思っています。視覚障害者でも程度の差により日常生活の上でできることも差があり難しいことですが、このことが視覚障がい者にとって差別解消に向けた第1歩となると考えています。

そして、障がい者と健常者が共に手を取り合って「共生社会」を実現できれば幸いです。